

	車種	平成27年3月31日までに 最初の新規検査を受けた車両(A)	平成27年4月1日以後 に最初の新規検査を受けた車両(B)	最初の新規検査から13年 を経過した車両(C)
軽自動車	三輪	3, 100円	3, 900円	4, 600円
	四輪乗用(自家用)	7, 200円	10, 800円	12, 900円
	四輪乗用(営業用)	5, 500円	6, 900円	8, 200円
	四輪貨物(自家用)	4, 000円	5, 000円	6, 000円
	四輪貨物(営業用)	3, 000円	3, 800円	4, 500円

(A) 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、最初の新規検査から13年を経過するまでは、表の(A)の税額です。
(例: 平成24年度中に新車として購入した車であれば令和8年度に税額が引き上げられます。)

(B) 平成27年4月1日以後に新車を購入した場合、最初に到来する4月1日に属する年度からそれぞれの車種に応じて表の(B)の税額となります。

(C) 最初の新規検査から13年を経過すると、重課税率が課されるため、表の(C)の税額まで引き上げられます。
(例: 平成27年度中に新車として購入した車であれば、平成28年度から表の(B)の税額となり、13年経過後の令和11年度から表の(C)の税額に引き上げられます。)